

近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 近鉄四日市駅駅前広場整備その他関連する周辺等における整備基本構想の策定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」について、様々な観点から検討及び協議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学識経験者である委員がこれを務める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときには、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ず出席できない場合であって、市長が必要と認めたときは、委員は代理出席者を会議に出席させることができる。

(基本構想の策定)

第7条 市は、基本構想の策定にあたり、委員会で聴取した意見を十分に考慮するとともに、基本構想に反映させるよう努めるものとする。

(検討部会)

第8条 委員会は、必要に応じて検討部会を設置することができる。

(公開)

第9条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 3月28日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。